

奈良県文化財保存活用認定会議規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第一百号

奈良県文化財保存活用認定会議規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県文化財保存活用認定会議(以下「認定会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 認定会議は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 文化財の保存及び活用に関し優れた識見を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

**第三条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第四条** 認定会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 認定会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 認定会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

(庶務)

**第七条** 認定会議の庶務は、教育委員会事務局文化財保存課において処理する。

(その他)

**第八条** この規則に定めるもののほか、認定会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。